

船橋ひやりハット防犯ネットワークに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市犯罪のないまちづくり条例(平成19年船橋市条例第10号)第11条に基づき、犯罪のないまちづくりを目指すものとして、市と防犯活動に参画する事業者によるネットワークの構築及び整備に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本事業で構築されたネットワークの名称は、船橋ひやりハット防犯ネットワーク(以下、「防犯ネットワーク」という。)とする。

(協力の内容)

第3条 防犯ネットワークに加盟する団体(以下、「防犯ネットワーク加盟団体」という。)は、市に協力して次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域における見守り活動
- (2) 子供等の救済・避難所としての活動
- (3) 市民等の防犯意識を高めるための啓発活動

(団体の要件)

第4条 防犯ネットワーク加盟団体は、事業者又は団体(町会・自治会を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内で活動する車両を保有し、又は市内に事務所、店舗その他の活動場所(以下、「事務所等」という。)があること。
- (2) 前号の車両又は事務所等に市が配付するステッカー等を貼ることができること。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員がその活動を支配する団体でないこと。
- (4) その他不相当と認められる活動を行っていないこと。

(申込み)

第5条 防犯ネットワークに加盟しようとする団体(以下、「申込団体」という。)は、船橋ひやりハット防犯ネットワーク加盟申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

(協定の締結等)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、当該内容が適当であると認めるときは、船橋ひやりハット防犯ネットワーク協定書(第2号様式。以下「協定書」という。)を交付する。

- 2 防犯ネットワーク加盟団体は、申込書の内容に変更があるときは、船橋市ひやりハット防犯ネットワーク(変更・中止・脱退)届出書(第3号様式)を提出しなければならない。
- 3 防犯ネットワーク加盟団体は、市の指導、助言により実施内容に関する改善、中止その他の必要な措置を求められた場合は、これに従わなければならない。
- 4 防犯ネットワーク加盟団体は、防犯ネットワークから脱退するときは、届出書(第3号様式)を提出するものとする。

- 5 市長は、防犯ネットワーク加盟団体に対して、防犯ネットワーク加盟団体を証するステッカー等を交付するものとする。
- 6 防犯ネットワーク加盟団体は、市から交付された物品を適切に管理しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に使用されている市から交付された物品は、当分の間使用することができる。